土木工事積算要領の 改定・追加・訂正

適用年月日(令和6年(2024年)5月1日以降積算基準日適用)

| 区 分 ページ | 改定 | 現 行 | |
|--|--|---|----------|
| 第1編 一般土木 編 2. 積算基準 のかて II 別途策定 歩掛の取 要領・土木 -37 | 1 別途歩掛を策定する場合の取扱い 新技術等を活用する際に、建設部制定積算基準書及び所管省庁制定積算基準書が適用できない場合には、メーカー歩掛や見積書により新たに歩掛を策定する必要がある。 また、メーカー歩掛や見積書により歩掛策定した工種について、受法者から希望がある場合は、工事着手にあたり試験施工をあらかじめ行い、歩掛を検証すること。 なお、大幅にかい離した場合には、設計変更で対応すること。 (6) 決裁 歩掛の決定は、見積書による歩掛策定書(様式3)に各社毎の見積書の写しを添付し、本部決裁を受ける | Ⅱ 別途策定歩掛の取扱い 1 別途歩掛を策定する場合の取扱い 新技術等を活用する際に、建設部制定積算基準書及び所管省庁制定積算基準書が適用できない場合には、メーカー・歩掛や見積書により新たに歩掛を策定する必要がある。 また、工事施工にあたっては、歩掛策定時に想定した現場条件と実際の現場条件が異なることが予想されるため、工事着手にあたり試験施工をあらかじめ行い、歩掛を検証すること。 なお、大幅にかい離した場合には、設計変更で対応すること。 (6) 決裁 歩掛の決定は、見積書による歩掛策定書(様式3)に各社毎の見積書の写しを添付し、本部決裁を受ける | 実をし 文 整理 |
| 扱い | こと。 ただし、 | ただし、当該工事の見積りによる直接工事費が100万円未満の場合は、所属長の決裁を受け、策定書及び資料の写しを添付して本部に報告する。 施工条件明示 工事発注の際には、次の施工条件を明示したうえで必ず試験施工を行い、歩掛の妥当性を検証すること。 | |

土木工事積算要領の 改定・追加・訂正

適用年月日(令和6年(2024年)5月1日以降積算基準日適用)

| 区 分 | ページ | 改定 | 現 行 | 備考 | |
|----------------------|-----------|--|--|----|--|
| 第1編 一般 編 2. | 要領・土木 -38 | 6 設計変更 試験施工の結果から、当たり単価が2割以上、又は直接工事費で200万円以上かい離した場合は、設計変更で 処理することとし、設計変更の有無にかかわらず工事全体で歩掛の妥当性を検証すること。 なお、機械運転費については設計変更の対象としない。 また、策定歩掛に係る数量は、歩掛値であることから「概数」として扱わない。 7 継続工事 設計変更を行った工種について、継続事業等で施工する場合には、検証結果を考慮して積算すること。 | 6 設計変更 試験施工の結果から、当たり単価が2割以上、又は直接工事典で100万円以上かい離した場合は、設計変更で 処理することし、設計変更の有無にかかわらず工事全体で歩掛の妥当性を検証すること。 なお、時間又は日当り機械運転費については設計変更の対象としない。 また、策定歩掛に係る数量は、歩掛値であることから「概数」として扱わない。 7 維続工事 、維続事業等で当該工種を施工する場合には、検証結果を考慮して積算すること。 | | |
| 別途策の扱い | 要領・土木 -39 | (名 フロー図の抜粋) No 見積による策定歩掛 No 調査機関 Yes 変注者から試験施工実施の No 製造の名 Yes 単価が2割以上、又は直接工事 豊か300万円以上かい離した No 設計変更 (または変更指示) 後残工事を行うこと。 2. 試験施工を行った場合は、工事全体での最終確認を行うこと。 2. 試験施工を行った場合は、工事全体での最終確認を行うこと。 | (8 フロー図の抜粋) 「見積による策定歩掛」 「Ves 」 | | |

(2)漁港関係事業

ア 漁港漁場関係工事積算基準・・・・・・(水産庁)

イ 港湾請負工事積算基準・・・・・・・・(国土交通省)

ウ 港湾・漁港請負工事積算運用資料・・・・・(北海道開発局)

エ 船舶および機械器具等の損料算定基準・・・・(国土交通省)

2-2 他省庁制定の積算基準

- (1)事業毎の積算基準内で積算できない場合で、農政部、水産林務部など建設部以外が制定した積算基準や**前** 記1で示した他事業の積算基準及び**前記2-1**で示した省庁制定の積算基準を準用する場合は、適用工種・ 範囲が適切であるか確認すること。
- (2)上記(1)以外の他事業及び他所管省庁制定の積算基準を準用する場合は、適用工種・範囲が適切であるか確認し、II 別途策定歩掛の取扱いによること。

Ⅱ 別途策定歩掛の取扱い

1 別途歩掛を策定する場合の取扱い

新技術等を活用する際に、建設部制定積算基準書及び所管省庁制定積算基準書が適用できない場合には、メーカー歩掛や見積書により新たに歩掛を策定する必要がある。

また、メーカー歩掛や見積書により歩掛策定した工種について、受注者から希望がある場合は、工事着手にあたり試験施工をあらかじめ行い、歩掛を検証すること。

なお、大幅にかい離した場合には、設計変更で対応すること。

2 建設部制定積算基準の考え方

(1) 歩掛数量

労務費及び機械運転費の歩掛数量は、次の通り策定している。

- ① 班編制(使用機械含む)及び日当たり施工量から算出。
- ② 班編制(使用機械含む)を考慮せずに、それぞれの固有値として算定。

OOエ 1 m3当り施工歩掛

| | 1) | | 2 | | | | |
|----------|------------------|---|------|----------|--|--|--|
| 労 務 費 | 編成人員×100 日施工量 | 人 | 指定数値 | 人 | | | |
| 機械運転費 | 台数×100 日施工量 | 日 | 指定数値 | 目又 はh | | | |
| 諸 雑 費 | 指定数值 | % | 指定数值 | | | | |
| 100m3当り計 | | | | | | | |
| 1 ㎡当り計 | | | | | | | |

合は単位限(小数点以下四捨五入)あるいは、単位限に満たない場合は、有効数字上位1桁とし2桁以下を 四捨五入する。

※ 歩掛人員数及び経費率等を平均値で算出することが困難な場合の取り扱い

各社の見積合計金額(見積数値×公共工事設計労務単価等)の平均金額を算出し、その金額に最も近い金額となる会社の見積りを採用することが出来る。

(6) 決裁

歩掛の決定は、見積書による歩掛策定書(様式3)に各社毎の見積書の写しを添付し、本部決裁を受ける こと。

ただし、当該工事の見積りによる直接工事費が200万円未満の場合は、所属長の決裁を受け、策定書及 び資料の写しを添付して本部に報告する。

(7) 見積用参考資料への表示

決定した歩掛を見積用参考資料に表示する場合は、職種・人員数・機器等の規格、使用時間数・経費率を明示することとするが、特別な場合を除き、指定事項とはならないので工事数量総括表へは表示することのないよう留意すること。

4 試験施工方法

(1) 試験ロット

標準的な試験ロットは総施工量の1割とする。ただし、施工規模により適宜増減してよい。

- (2) 確認項目
 - ①施工数量
 - ②労務人員(編制人員×作業時間/8時間)
 - ③機械運転時間(時間当たり運転費の場合)

5 施工条件明示

工事発注の際には、次の施工条件を明示したうえで受注者から希望がある場合は当該工種の試験施工を行い、歩掛の妥当性を検証すること。

1 試験施工

○○工の施工については、受注者が希望する場合は工事着手前に工事監督員立会のうえ、試験施工を行う。

なお、試験施工による確認事項は、次のとおりである。

①施 工 量:○○m3

②施工日数:〇〇日

③作業人員:○○人工(8時間換算日数)

④機械運転時間:○○時間

また、試験施工の結果に伴う設計変更については、別途協議する。

2 実績報告

試験施工を行った場合は、設計変更の有無に関わらず、工事全体での実績を報告すること。

①施工日数:○○日

②作業人員:各〇〇人工(8時間換算日数)

③機械運転時間:○○時間

6 設計変更

試験施工の結果から、当たり単価が2割以上、又は直接工事費で200万円以上かい離した場合は、設計変更で 処理することとし、設計変更の有無にかかわらず工事全体で歩掛の妥当性を検証すること。

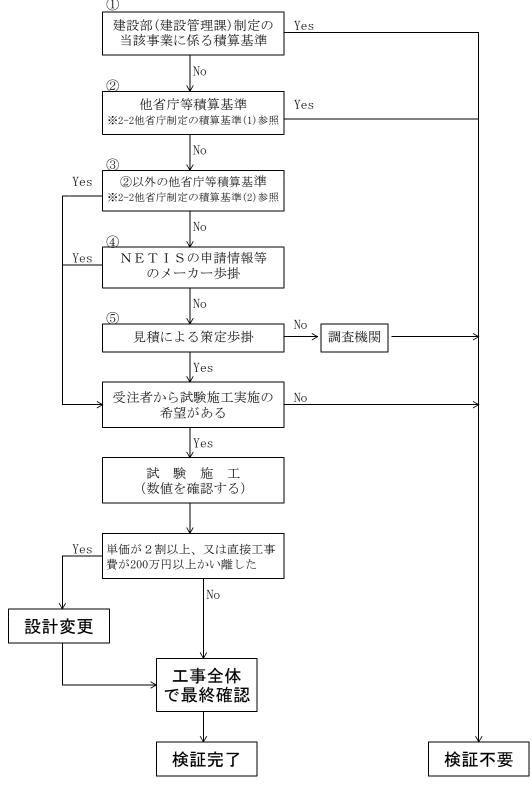
なお、機械運転費については設計変更の対象としない。

また、策定歩掛に係る数量は、歩掛値であることから「概数」として扱わない。

7 継続工事

設計変更を行った工種について、継続事業等で施工する場合には、検証結果を考慮して積算すること。

8 フロ一図



- (注) 1. 試験施工は工事着手前に行い、設計変更(または変更指示)後残工事を行うこと。
 - 2. 試験施工を行った場合は、工事全体での最終確認を行うこと。
 - 3. 継続工事等の積算に当たっては、検証結果を考慮すること。
 - 4. 調査機関へ見積依頼する場合は、見積による策定が困難な理由を整理すること。
 - 5. 「NETISの申請情報等」とは、NETISの申請歩掛やメーカー歩掛、協会等策定歩掛などをいう。